

自由金利型定期預金（M型）自動継続型規定【単利型】

1.（自動継続）

- (1) この預金は、通帳・証書記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金（M型）に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申し出てください。この申し出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2.（利息）

- (1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下、本項および次項において同じです。）から満期日の前日までの日数および通帳・証書記載の利率（継続後の預金については第1条第2項の利率。以下、これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。

ただし、預入日の2年後、3年後、4年後および5年後の応当日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

- ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳・証書記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日に支払います。なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自動継続自由金利型2年定期預金（M型）」といいます。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。

- ② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期日払利息」といいます。）は満期日に支払います。

- (2) この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。

- ① 預入日の1か月後、3か月後、6か月後および1年後の応当日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

- ② 自動継続自由金利型2年定期預金（M型）の中間払利息および満期払利息は、あらかじめ指定された方法により次のとおり取扱います。

- A. 預金口座へ振替える場合には、中間利払日および満期日に指定口座へ入金します。
- B. 中間払利息を定期預金とする場合には、中間利払日にその自動継続自由金

利型2年定期預金（M型）と満期日を同一にする自由金利型定期預金（M型）（以下「中間利息定期預金」といいます。）とし、その利率は、中間利払日における当行所定の利率を適用します。

満期払利息は満期日に元金に組入れ、中間利息定期預金の元利金とともに合計して自動継続自由金利型2年定期預金（M型）に継続します。

③預入日の3年後、4年後および5年後の応当日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座に入金します。また満期利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

(3) 利息分割受取型の取扱い

預入日の1年後、2年後、3年後、4年後および5年後の応当日を満期日としたこの預金について、利息分割受取型の中間利払周期の指定を受けたときは、利息はあらかじめ指定された中間利払周期毎に分割し、次により取扱います。

①分割した利息の支払日

あらかじめ指定された中間利払周期に応じて、満期日前に到来する次の日の分割した利息の支払日（以下「利息支払日」といいます。）とします。

- A. 中間利払周期が1か月ごとの場合……………預入日の1か月ごとの応当日
- B. 中間利払周期が2か月ごとの場合……………預入日の2か月ごとの応当日
- C. 中間利払周期が3か月ごとの場合……………預入日の3か月ごとの応当日
- D. 中間利払周期が6か月ごとの場合……………預入日の6か月ごとの応当日

②分割した利息の取扱い

前記①による利息支払日ごとに、預入日または前回の利息支払日からその利息支払日の前日までの日数および通帳・証書記載の約定利率によって計算した利息（以下「分割払利息」といいます。）を、利息の一部としてあらかじめ指定された預金口座に入金します。

③分割払利息（利息支払日が複数ある場合は、各分割利息の合計額）を差引いた利息の残高は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(4) 継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

(5) この預金を定期預金共通規定第3条第1項の規定により満期日前に解約する場合および定期預金共通規定第3条第4項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。ただし、解約日における普通預金の

利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。)によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。

①預入日の1か月後、3か月後、6か月後、1年後および2年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上1年未満 約定利率×50%
- C. 1年以上2年未満 約定利率×70%

②預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上1年未満 約定利率×40%
- C. 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%
- D. 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%
- E. 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%
- F. 2年6か月以上3年未満 約定利率×90%

③預入日の4年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上1年未満 約定利率×10%
- C. 1年以上1年6か月未満 約定利率×20%
- D. 1年6か月以上2年未満 約定利率×30%
- E. 2年以上2年6か月未満 約定利率×40%
- F. 2年6か月以上3年未満 約定利率×50%
- G. 3年以上4年未満 約定利率×60%

④預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上1年未満 約定利率×10%
- C. 1年以上1年6か月未満 約定利率×20%
- D. 1年6か月以上2年未満 約定利率×20%
- E. 2年以上2年6か月未満 約定利率×30%
- F. 2年6か月以上3年未満 約定利率×30%
- G. 3年以上4年未満 約定利率×50%
- H. 4年以上5年未満 約定利率×60%

(6) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3. (中間利息定期預金)

(1) 中間利息定期預金の利息については、第2条の規定を準用します。

(2) 中間利息定期預金については、原則として預金証書の発行、または、通帳への記載は行わないこととし、次により取扱います。

① 中間利息定期預金の内容については別途に通知します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。

② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書（または、証書式の場合は証書裏面の受取欄）に届出の印章により記名押印して通帳・証書とともに提出してください。

③ 中間利息定期預金のみを解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳・証書とともに提出してください。

(3) 中間利息定期預金の証書を発行した場合には、この預金の継続にあたり、第2条第2項第2号Bの規定にかかわらず、中間利息定期預金の元利金は合計しません。

4. (定期預金共通規定の適用)

この預金には、本規定のほか「定期預金共通規定」が適用されるものとします。

以上

(2020年4月1日現在)